

デジタルトランスフォーメーション（D X）推進基本方針

（令和8年7月1日
制 定）

1. 目的

東京学芸大学（以下「本学」という。）は、「有為の教育者」の養成を使命とし、日本の公教育システム全体を支えるとともに、教育人材の養成に加え、その高度化及び再教育を一体的に推進することにより、教育改革を牽引する「総合的・先導的な教育の中核大学」を目指している。

昨今、社会構造の変化並びに AI・デジタル技術の進展に伴い、教育の在り方及び大学の役割は大きな転換期を迎えている。加えて、少子化の進行による学生数の減少、物価及び人件費の上昇並びに人件費比率の高止まり等を背景として、大学を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。こうした状況の下、従来型の組織及び業務のままでは、大学に求められる役割を適切に果たすとともに、その持続的な運営を確保することが困難となっている。

このような状況に対応し、合理的かつ持続可能な大学運営を実現するためには、デジタルトランスフォーメーション（以下「D X」という。）を全学的に推進し、教育研究の更なる充実及び業務の効率化・高度化を図ることにより、大学組織及び大学運営の在り方を抜本的に見直す必要がある。

本基本方針は、以上の認識の下、本学におけるD X推進の基本的方向性を学内外に示し、教職員が共通の認識の下で全学的にD Xに取り組むことを目的として策定するものである。

2. 本学におけるD Xの捉え方

本学におけるD Xとは、書類の電子化や I C Tツールの導入といった個別の効率化にとどまるものではなく、デジタル技術やデータの活用を前提として、

- 業務の進め方や役割分担
- 意思決定のプロセス
- 組織の運営方法や働き方

を含めて見直し、業務の効率化及び高度化を図り、大学をより合理的で持続可能な形へ整えていく取組をいう。

その際、本学を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、教育・研究・附属学校園の活動を安定的に支える基盤として、限られた人的・財政的資源を有効に活用するための手段として、D Xを推進するものとする。

3. D X推進体制

（1）役員会の下に設置したD X推進本部を中核とした体制の下で、D Xを全学的な取組と

して推進する。

(2) 推進にあたっては次の4つの分野を基本的な柱として位置付ける。

- 教育D X
- 研究D X
- 附属D X
- 業務D X

(3) 各分野には必要に応じて、プロジェクトやワーキンググループ（以下「プロジェクト等」という。）を設置できるものとし、教職員の協働により具体的な取組を推進する。

(4) プロジェクト等にはリーダーを置くものとし、リーダー及び参加する教職員は、D X推進本部長が「D X推進員」を委嘱する。

(5) D X推進本部は、教職員がD Xの推進に主体的に関わり、能力や役割を十分に発揮できる環境を整備するとともに、取組に対する助言・支援、デジタルツールの活用促進及び教職員の理解・スキルの向上のための支援を行う。

4. 4つの分野におけるD Xの考え方

(1) 教育D X

教育D Xは、デジタル技術を活用し、授業・学修環境の改善及び教育活動を支える制度の整備に取り組むことにより、学修者一人ひとりの学びを支える教育環境の充実に資する取組とする。

また、教育に関する情報の活用や提供方法の工夫を通じて、教育人材育成の高度化や多様化に対応した教育活動の円滑な実施を支える。

(2) 研究D X

研究D Xは、研究に関わる情報・データの収集・アーカイブや適切な管理・活用等を進めることにより、研究者が研究活動に専念しやすい環境の整備に資する取組とする。

また、研究成果の共有や社会への発信の円滑化を図り、研究活動の活性化に寄与する。

(3) 附属D X

附属D Xは、附属学校園におけるデジタル活用を進めるとともに、大学と附属学校園、附属学校園相互の情報共有の円滑化を図る取組とする。

これにより、附属学校園の教育実践や取組の成果を適切に蓄積・活用し、大学の教育・研究・教員養成に還元することで、附属学校園の役割や機能の充実に資するものとする。

(4) 業務D X

業務D Xは、教育・研究・附属学校園の活動を支える大学運営の基盤として、業務の可視化・標準化及びデジタル基盤の活用等を通じて、業務の効率化・高度化を図る取組とする。

特に、現在の厳しい経営環境を踏まえ、業務負担の軽減、限られた人的・財政的資源の有効活用を進めることは喫緊の課題であり、業務D Xを通じて、安定的で持続可能な大学運営の実現に資するものとする。

5. 基本方針及び推進体制の見直し

基本方針及び推進体制は、社会情勢、本学を取り巻く環境の変化及びD Xの取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この基本方針は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 デジタルトランスフォーメーション（D X）に関する基本方針（令和3年7月16日制定）及び国立大学法人東京学芸大学D X推進本部に置くプロジェクトに関する取扱い（令和3年7月16日制定）は廃止する。